

テレビ東京ブロードバンド株式会社

定 款

平成 13 年 2 月 7 日作成  
平成 13 年 2 月 7 日公証人認証  
平成 13 年 3 月 1 日会社設立  
平成 14 年 6 月 27 日一部改正  
平成 15 年 6 月 26 日一部改正  
平成 15 年 9 月 25 日一部改正  
平成 17 年 6 月 22 日一部改正  
平成 17 年 9 月 9 日一部改正  
平成 18 年 6 月 19 日一部改正  
平成 19 年 6 月 18 日一部改正  
平成 20 年 6 月 23 日一部改正  
平成 21 年 6 月 22 日一部改正  
平成 22 年 1 月 6 日一部改正  
平成 22 年 6 月 21 日一部改正

テレビ東京ブロードバンド株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、テレビ東京ブロードバンド株式会社と称し、英文では TV TOKYO Broadband Entertainment, Inc. とする。

2 前項に定める商号の略称は TXBB とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット等の通信ネットワークを利用し、画像、映像、音楽、文字情報を加工・編集した制作物、音声、音楽、映像等のソフトウェアの企画、配信並びに販売
2. コンピュータプログラムの企画、制作、販売及び賃貸
3. コンピュータシステム開発、運営、販売及び保守
4. 情報処理並びに情報提供に関する業務
5. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、ノウハウ、工業所有権その他の無体財産権の取得・利用・使用許諾・管理・譲渡及びそれらの仲介
6. キャラクターの企画、開発及びデザインの賃貸
7. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの)の企画、開発及び販売
8. ゲームソフト、ビデオソフト、シーディー、シーディーロム、ディーブイディーなどの電子メディアおよび書籍の企画、制作、販売及び賃貸
9. 日用品雑貨の販売
10. 飲食店業の経営、飲食店における経営指導
11. 各種イベントに関する企画、運営及び実施
12. テレビ番組の制作及び配給
13. 各種広告の企画及び制作並びに広告代理業務
14. インターネット等の通信ネットワーク、テレビ、ラジオを通じて配信する音楽の企画、制作、配信並びに販売、その他放送番組の全部又は一部、若しくはこれに関連する画像、映像、文字情報を加工・編集した制作物の企画、配信並びに販売
15. 音楽ソフト(ディスク、レコード等)の企画、制作、販売、輸入、賃貸、配給及び配信
16. 企業の経営・管理全般に関するコンサルティング
17. 人材の職業適性能力の開発のための研修の企画、運営及び実施
18. 労働者派遣事業
19. 有料職業紹介事業
20. 前各号に関連する役務の提供及び代行
21. 前各号に関する市場調査、コンサルティング
22. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、118,400株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によってこれを定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する手続き及びその手数料等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。この取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。この取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 当社は、取締役会の決議をもって、取締役の中から、会社を代表する取締役社長1名を選定する。

3 当社には、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を置くことができる。

4 前項の取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議をもって、取締役の中から選定する。

5 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会規程で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項の提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

- 2 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関するその他の事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任軽減)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の限度において、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第 30 条 当社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

- 定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任軽減)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を、取締役会の決議によって、法令に定める限度において、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結することができる。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任軽減)

第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人の会社法第 423 条第

1 項の賠償責任について、会計監査人との間で、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 44 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当（以下、「期末配当金」という）を行う。

(中間配当)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下、「中間配当金」という）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 46 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの剰余金の配当金及び中間配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。